（運転経歴証明書の交付等の申請の手続）

第三十条の八　［１・２　略］

3　第一項の申請をしようとする者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示しなければならない。ただし、第一号に規定する者が、前条第一項の規定による免許の取消しの申請と日を同じくして第一項の申請をしようとする場合（当該者が外国人である場合を除く。）にあつては、同号に定める書類を提示することを要しない。

一　運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カード（その者に係る運転経歴情報が記録された個人番号カードをいう。以下同じ。）を有しない者であつて運転経歴証明書の交付の申請のみを行う者　住民票の写しその他の住所、氏名及び生年月日を確かめるに足りる書類（外国人にあつては、在留カード等に限る。）

［二・三　略］

（運転経歴証明書の記載事項の変更の届出）

第三十条の十　［１・２　略］

3　第一項の届出をしようとする者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示しなければならない。

一　住所を変更した者　住民票の写しその他の住所を確かめるに足りる書類（外国人にあつては、在留カード等に限る。）

二　氏名を変更した者　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ　住民基本台帳法の適用を受ける者（国外転出者を除く。）　住民票の写し

ロ　国外転出者　戸籍謄本等

ハ　住民基本台帳法の適用を受けない者　旅券等

4　第一項の届出（国外転出者にあつては、氏名の変更に係るものに限る。）をしようとする者であつて、運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードを有するものは、前項の規定にかかわらず、変更後の住所又は氏名（国外転出者にあつては、氏名）が記載された運転経歴情報記録個人番号カード（住所地を管轄する公安委員会が必要と認める場合には、住民票の写し。第三十条の十五第二項において同じ。）を提示しなければならない。

（免許証及び免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しない者の特則）

第三十一条の四の六　［１・２　略］

3　法第百七条に規定する者が、法第百一条第一項又は第百一条の二の二第一項の規定により更新申請書を提出しようとするときは、第二十九条第二項又は第二十九条の二の二第二項の規定にかかわらず、第二十九条第二項に規定するものを提示することを要しない。この場合においては、個人番号カード、旅券その他の書類でその者が本人であることを確認するに足りるもの（外国人にあつては、在留カード、特別永住者証明書又は特定事項が記載された住民票の写しに限る。次項において同じ。）を提示しなければならない。

［４・５　略］

（申請の手続）

第三十五条　法第九十九条第一項の申請は、次に掲げる書類を添付した別記様式第二十の指定申請書を公安委員会に提出して行うものとする。

一　管理者、技能検定員として選任されることとなる職員及び教習指導員として選任されることとなる職員の住民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、国籍等）が記載されたものに限る。）及び履歴書

［二～八　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（運転経歴証明書の交付等の申請の手続）

第三十条の八　［１・２　同上］

3　第一項の申請をしようとする者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示しなければならない。ただし、第一号に規定する者が、前条第一項の規定による免許の取消しの申請と日を同じくして第一項の申請をしようとする場合にあつては、同号に定める書類を提示することを要しない。

一　運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードを有しない者であつて運転経歴証明書の交付の申請のみを行う者　住民票の写しその他の住所、氏名及び生年月日を確かめるに足りる書類

［二・三　同上］

（運転経歴証明書の記載事項の変更の届出）

第三十条の十　［１・２　同上］

3　［同上］

一　住所を変更した者　住民票の写しその他の住所を確かめるに足りる書類

二　氏名を変更した者　住民票の写し（住民基本台帳法の適用を受けない者である場合にあつては、旅券等）

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

4　第一項の届出をしようとする者であつて、運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードを有するものは、前項の規定にかかわらず、変更後の住所又は氏名が記載された運転経歴情報記録個人番号カード（住所地を管轄する公安委員会が必要と認める場合には、住民票の写し。第三十条の十五第二項において同じ。）を提示しなければならない。

（免許証及び免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しない者の特則）

第三十一条の四の六　［１・２　同上］

3　法第百七条に規定する者が、法第百一条第一項又は第百一条の二の二第一項の規定により更新申請書を提出しようとするときは、第二十九条第二項又は第二十九条の二の二第二項の規定にかかわらず、第二十九条第二項に規定するものを提示することを要しない。この場合においては、個人番号カード、旅券その他の書類でその者が本人であることを確認するに足りるものを提示しなければならない。

［４・５　同上］

（申請の手続）

第三十五条　［同上］

一　管理者、技能検定員として選任されることとなる職員及び教習指導員として選任されることとなる職員の住民票の写し及び履歴書

［二～八　同上］

附　則

この府令は、令和七年十月一日から施行する。